

## 1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。

## 2. 調査対象物質

2018年度の詳細環境調査においては、10物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分 <sup>注1</sup>		化管法指定区分 <sup>注2,3</sup>		調査媒体		
		改正前	改正後	改正前	改正後	水質	底質	大気
[1]	アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基は直鎖状で炭素数が10から14までのもの。）及びその塩類（別名：LAS（アルキル基の炭素数が10から14までのもの。）及びその塩類）		優先評価	第一種 24	第一種 30			
	[1-1] 直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩類						○	
	[1-2] 直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類						○	
	[1-3] 直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類						○	
	[1-4] 直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類						○	
	[1-5] 直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩類						○	
[2]	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル（別名：エトフェンプロックス）	第三種監視			第一種 64	○	○	
[3]	クロロ酢酸及びその塩類	第二種監視	優先評価	第一種 80	第一種 98	○		
[4]	N,N-ジメチルホルムアミド	第二種監視	優先評価	第一種 172	第一種 232	○		
[5]	チオシアン酸及びその塩類		優先評価 <sup>注4</sup>			○		
[6]	中鎖塩素化パラフィン類（アルキル鎖の炭素数が14から17までで、かつ、塩素数が4から9までのもの。）		優先評価 <sup>注5</sup>					
	[6-1] 塩素化テトラデカン類（塩素数が4から9までのもの。）					○	○	
	[6-2] 塩素化ペンタデカン類（塩素数が4から9までのもの。）					○	○	
	[6-3] 塩素化ヘキサデカン類（塩素数が4から9までのもの。）					○	○	
	[6-4] 塩素化ヘプタデカン類（塩素数が4から9までのもの。）					○	○	
[7]	ヒドラジン	第二種監視 第三種監視	優先評価	第一種 253	第一種 333		○	○
[8]	(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸及びその塩類		優先評価			○		
[9]	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名：ペルメトリン）	第三種監視		第一種 267	第一種 350	○	○	
[10]	n-ヘキサン	第二種監視	優先評価		第一種 392	○	○	

（注1）「化審法指定区分」における「改正前」とは2009年5月20日の法律改正（2011年4月1日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注2）「化管法」とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号）をいう。以下同じ。